

## 民権運動における急進主義について

内 田 修 道

この巻を通観して先ず気付くことは、副題が自由民権運動とその思想となつてゐるが、運動全体を扱つた論は無く、大半が運動の思想に関する論文であるということである。また、執筆した時期を見ると、一九四七年末から五八年にかけての時期と七四年以降の時期とに分れ、その間、一六年間の自由民権運動とその思想に関する論稿は収録されていない。この間、著者の自由民権運動に関する論稿は、①六七年五月の岩波講座「日本歴史一四近代一」。所収の「近代史概説」（本著作集第四卷所収）、翌六八年、②岩波新書『明治維新と現代一』のなかで論じている。また七五年には③岩波全書『日本近代史』で、最近では九一年に、④『明治維新と天皇』のなかで自由民権運動を論じている。著者の自由民権運動に関する見解は本巻と共にこれ等の著作を読まなければならない。著者の自由民権運動をどのように把握しているかは③岩波全書『日本近代史一』にはば集約されていると思う。しかし、②岩波新書『明治維新と現代』と比較すると明らかに、その時代の研究史の厚みによる相違とは別の相違があると思われる。そこでまず、③で運動の発展過程とその意義に関する著者の基本的見解を概観し、ついで②との関連を検討し、②の問題意識が本巻収録の「自由民権思想と共和制」にどのように関連しているかを検討していきたい。

(一)

自由民権運動の最大の意義は、国民的な規模の運動への発展方向を示しながら「政社政党への団結と大衆的な請願運動の力によって、政府をして最終的に立憲制の採用にふみきらしめた」ことであり、その歴史的性格を「早熟的なブルジョア民主主義運動」と規定する。「早熟的」というのは、経済的にも、階級的にも、思想的にもそれを成立しめる条件が未成長にもかかわらず、国内的矛盾の特殊的な増

大と、産業資本主義の成熟期という世界史的な条件とに規定されて起つたという意味」なのである。「国内的矛盾の特殊増大」は「本来絶対主義の社会的基盤であるはずの地主層を、政府批判の立場にまわらせた」のである（一一〇〜一一一頁）。著者はここに運動主体の特殊歴史的性格とその性格がゆえに、運動の急速な発展と同時に衰頹の鍵を見出していると思われる。そうした運動担い手の特殊歴史的な性格と同時に運動に幅広い性格を与え、その急速な発展をもたらす条件として、八〇年代運動が二つの政治的潮流——(i)天皇制国家体制の弱体を補正強化する動き、(ii)官僚専制権力を一気に変革しブルジョア権力を樹立しようとする動き——を包含していたことを指摘（一一一〜一二頁）、運動が士族の反政府運動から豪農を中心とした運動へ発展し、運動主体が陶冶される過程と性格を明らかにしている。

その初期においては七五年六月の第一回地方官会議で、公選民会の可否が論ぜられた以来、民権派は国会開設の前提として公選民会を主張し、一部の県では実施を見た。しかし、この場合も一面ではこれをもって、人民の政治意識を啓蒙することを期待し、他面では民心を慰撫して税徴収に協力させる意図した点で開明官僚と地方豪農との立場は基本的には一致しており、士族民権の政社や豪農層中心の政社は、こうした地方官の施政にのり、あるいは推進することと勢力を伸ばしたのである。三新法が施行され、府県会が開かれると、県会の予算審議を通じて、官僚の支配を掣肘するような力を示し、この活動を通じて民権結社の組織は拡大し、県会の闘争を経過する中で運動の担い手が広範な農民各層を背景とする豪農層中心のものへ転換したのである（五三〜五五頁）。運動の中核となった地主・戸長・豪農層は人民に敵対する在地権力者ともなりうるし、人

民の側に立つ指導者ともなりうる複雑な過度的性格をもっていた(六三頁)。村落共同体の有力者である彼らは、一面では中下層農民の不満・反抗にすべからざる危機感をもち、他面でその不満を背景に、地方政治、国政への発言権とその改良を政府に要求した。彼らは農事改良の団体の指導者となり、商工業の同業組織の結成をはかり、経済・政治の学習サークルを組織し、自由民権政社を作りあるいは参加した。かくすることによって、村落共同体、その連合としての地域社会での指導権を強化することができた(五六頁)。かれらがその地域社会への支配力を利用したことによって短時日に国会開設請願の大量署名を可能にした(五七頁)。

(二)

②岩波新書『明治維新と現代』に次のような記述がある。(i)「『自由』・『平等』・『民権』の思想は、明治政府の啓蒙政治において用いられた似而非なる意味においてはなく、『革命』及び『共和』の思想との結合という本来の思想内容において、士族・地主・農民の知識分子にうけとられるようになった。この民心の変化は、おどろくべきものがあつた」(一九七頁)。(ii)「地主の政治要求は、結局は権力の保護、権力との結託を求める『自由』と『平等』であつたといふべきかもしれない。しかし、そうした地主の改良要求さえ、『革命』・『共和』の民主主義思想を武器とする闘争なしには実現できなかった」(二〇〇頁)。(iii)「自由民権運動の主流が……立憲君主制をめざしたにとどまつたといわれる。しかし運動の革命性の低さを必ずしも意味するものではない。天皇制が権力がなお官僚専制でしかなく、権力を支える社会層が未確立の状態であつたとき、その有司専制の体制を打破して、権力を国民的基盤の上にするようとする立憲君主制の要求は、現実には可能な進歩の道であつた。そして、その立憲君主制の主張も官僚の側から見れば、君権を制限し民権を伸長しようとする点で、共和制の思想と類を同じくすると見なされて、圧迫をうけた。自由民権派の側からすれば、共和制思想への接近なくして、立憲君主制をたたかいたこともできなかった」。評価の機軸が急進主義Ⅱ「革命」・「共和」

の思想との関係におかれている。漸進主義も急進主義との関連で評価されている。この急進主義との関連で運動を評価する方法が、③岩波全書『日本近代史Ⅰ』では見えない。急進主義は「例外的」という評価が与えられ、運動の記述はもっぱら過去の歴史過程として叙述に徹している。この落差は何に由来するのであろうか。七〇年代の冒頭、著者の大学も「紛争」さなかにあり、大学の混乱した情況は、著者自身にとつても最大の危機をもたらしたのではないであらうか。

著者が再び急進主義を取り上げるのは七九年で、本巻収録の「自由民権思想と共和制」がそれである。この論文は、自由民権派が啓蒙思想を継承し、それを質的にどれだけ発展せしめたか「焦点」をあて、植木枝盛・中江兆民らの思想について、「共和制」・「革命」の理解がどのように深まったかを検討し、坂本直寛にいたつて「革命」主義の見事な結実を語っている。この論文のはじめに、後藤靖の所説を取上げ「自由民権派のめざす『君民共治の立憲政体』という具体的国家像は、絶対主義国家の、近代的国家への構造的変革像にちがひなかつたが、現実には伝統的『国体』観、したがつて『国体』を根底から破壊する『政体』構想にまで昇華してゐなかつた。かくて、われわれは、『蒙農民権』の志向する具体的国家は、その理論といちじるしく異なつた、きわめて不徹底なブルジョア国家像だつたといわねばならない」とのべた。『その理論といちじるしく異なつた』云々とは、抽象的理論的次元では君と民との平等という絶対的平等観を説くが、具体的次元では、人民に超越した天皇の権威をみとめ、天皇のもとでの平等観となつてゐるといふ限界を指摘してゐるのである。本稿の結論も右の後藤氏の説をでるものではない」と。「であるものではない」にもかかわらず著者はこの問題を論じたのはなぜであらうか。それは、後藤が運動への具体的な影響力という評価機軸で歴史の可能性を否定したからであり、また、自らが『日本近代史Ⅰ』で急進主義を「例外」として扱い、「自由民権思想の包蔵する可能性の豊かさ」を示さなかつたことへの反省が込められてゐるように思える。